

平成17年度 廃棄物処理施設における温暖化対策事業 公募要領

環境省では、平成17年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(民間団体)により、「廃棄物処理施設における温暖化対策事業」を行うこととしています。本事業の概要、対象事業、応募方法及びその他留意していただきたい点は以下のとおりです。

なお、補助事業として選定された場合には、「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(民間団体)交付要綱」(以下、交付要綱という。)及び「廃棄物処理施設に対する温暖化対策事業実施要領」(以下、実施要領という。)に従って手続き等を行っていただくこととなります。

このため、交付要綱及び実施要領を参照の上、応募いただきますようお願いいたします。

なお、平成17年度交付要綱及び実施要領は、近日中に環境省ホームページに掲載いたします。

1. 廃棄物処理施設における温暖化対策事業の概要

1-1 目的

平成14年3月19日に地球温暖化対策推進本部で決定された「地球温暖化対策推進大綱」においては、廃棄物分野に関連する施策として、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の推進による廃棄物焼却量の抑制を図りつつ、燃やさざるを得ない廃棄物の排熱を有効に活用する廃棄物発電やバイオマスエネルギーの有効活用により化石燃料の使用量の抑制を推進するとされています。

このため、循環型社会形成推進基本法の基本原則として示されている「リデュース、リユース、リサイクル、サーマル・リサイクル」の優先順位に従い、温暖化対策に資する高効率の廃棄物エネルギー利用施設やバイオマス利用施設の整備を促進するため、これらの施設を整備する事業に対して支援を行います。

1-2 事業の内容

(1) 概要

高効率な廃棄物発電や廃棄物由来のバイオマス発電等の廃棄物処理に係るエネルギー利用施設の整備を実施する民間企業等の事業者に対し、事業実施に必要な経費の一部を国が補助することにより、地球環境の保全に資することを目的としています。

(2) 対象事業者(補助事業者)

廃棄物処理業を主たる業とする事業者であって、以下に挙げる者としします。

ア 民間企業

イ 独立行政法人

ウ 公益法人

エ 法律により直接設立された法人

オ その他環境省が適当と認める者(国及び地方公共団体は対象としない)

(3) 補助対象費用の使途

工事費(本工事費)及び事務費

(4) 補助金の交付額

施設の高効率化に伴う増嵩費用

(ただし、補助対象となる施設整備費の1/3を限度とします。)

(5) 補助対象となる施設の条件

下記の基準を設けています。

1) 下表の左欄の対象施設の区分ごとに右欄の条件を満たすものであること。

対象施設	対象の条件
廃棄物発電	ア RDF 発電 ・発電効率：RDFの処理量により 200トン/日未満：23%以上 200トン/日以上：25%以上 300トン/日以上：28%以上 イ ガスリパワリング型廃棄物発電 ・発電効率：20%以上 ウ その他の廃棄物発電 ・発電効率：15%以上
バイオマス発電	ア 蒸気タービン方式 ・発電効率：10%以上 イ その他の発電方式 ・発電効率：25%以上
廃棄物熱供給	廃棄物から得られ、利用される熱量 6.28GJ/h(1.5Gcal/h)以上
バイオマス熱供給	バイオマスから得られ、利用される熱量 1.26GJ/h(0.3Gcal/h)以上
バイオマスコージ エネレーション	・発電出力50kW以上 ・省エネ率10%以上
廃棄物燃料製造	・エネルギー回収率：60%以上 ・発熱量 固形化 12.56MJ/kg(3,000kcal/kg)以上 液化 33.49MJ/kg(8,000kcal/kg)以上 ガス化 4.19MJ/Nm ³ (1,000kcal/Nm ³)以上 ・RPF製造は対象としない
バイオマス燃料 製造	(ア)メタン発酵方式 ・ガス製造量：300Nm ³ /日以上 ・発熱量：18.84MJ/Nm ³ (4,500kcal/Nm ³)以上

	(イ)メタン発酵方式以外
	・エネルギー回収率：50%以上
	・発熱量
	固形化 12.56MJ/kg(3,000kcal/kg)以上
	液化 16.75MJ/kg(4,000kcal/kg)以上
	ガス化 4.19MJ/Nm ³ (1,000kcal/Nm ³)以上

(注) ~ については、廃棄物を直接燃焼させるものに限る。

2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第8条の規定による一般廃棄物処理施設の設置許可を受けたもの、又は第15条の規定による産業廃棄物処理施設の設置許可を受けたものであること。

3) 廃棄物処理施設における温暖化対策事業に係る施設が適正に管理されるよう、周辺住民の理解の下に、当該事業に係る管理・運営体制が整備されていること。

4) 補助事業に係る廃棄物処理施設の安全性に関する情報公開等を行わなければならないこと。

ア 情報公開等を行うに当たっては、第3に掲げる範囲を中心に、処理施設の安全性等に関する説明書を作成して周辺住民に開示するとともに、開示の結果、周辺住民と質疑応答等を行った場合は、当該質疑応答等の結果の概要を環境大臣に報告しなければならないこと。

イ 処理施設の稼働開始後5年間は、第3に掲げる範囲を中心に、処理施設の実際の安全性について点検し、その結果を開示するとともに、開示の結果、周辺住民と質疑応答等を行った場合は、当該質疑応答等の結果の概要について補助を受けた年度の末日までに環境大臣に報告しなければならないこと。

5) 循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号)の基本原則に沿った事業であること。

6) 事業実施の計画が確実かつ合理的であること。

7) 地球温暖化防止に資する効果が合理的に説明でき、かつ当該効果が十分高いものと判断できること。

8) 当該事業の遂行によって、他の事業者に対する波及効果が見込まれること。

9) 事業者の取組として先進的であること。

10) 1)の表の左欄の ~ の対象施設においては、熱利用先又は製造された燃料の利用先が確定している旨を証明できること。

11) 産業廃棄物処理施設においては、産業廃棄物管理票について電子情報処理組織に原則対応しているものであること。

12) 断熱材を使用する場合は、フロンを用いないものであること。

(6) 補助期間

補助期間は原則1年(ただし、事業の進捗等を勘案し必要と認められる場合は、できる限り配慮する。)

1-3 補助事業者の選定方法等

(1) 一般公募を行い、選定します。

(2) 応募者より提出された実施計画書等をもとに、厳正に審査を行い補助事業者を選定し、予算の範囲内において補助金の交付を決定(内示)します。

1 - 4 留意事項

本補助事業は、各都道府県・保健所設置市の廃棄物担当部局の協力を得て実施しています。このため、本補助事業に関し、各都道府県・保健所設置市の廃棄物部局から問い合わせがある場合があります。

2 . 補助金の交付等について

(1) 交付申請

公募により選定された補助事業者には補助金の交付申請書を提出していただきます(申請手続等は交付要綱を参照願います。)。その際、補助金の対象となる費用は、当該年度に行われる事業で、かつ当該年度中に支払いが完了するものとなります。

(2) 交付決定

環境省は、提出された交付申請書の内容について以下の事項等に留意しつつ審査を行い、補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行います。

- ・申請に係る補助事業の全体計画(資金調達計画、工事計画等)が整っており、準備が確実に行われていること。

- ・申請に係る補助事業に要する経費(設備費、工事費、諸経費)が、補助事業と類似の事業において同程度の規模、性能を有すると認められるものの標準価格等を参考として算定されているものであること。

- ・補助対象経費には、国からの他の補助金(負担金、利子補給並びに補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む。)の対象経費を含まないこと。

(3) 事業の開始

補助事業者は環境省からの交付決定を受けた後に、事業開始することが原則となります(ただし、工期等の諸事情により早期開始が必要なものについてはご相談下さい。)

補助事業者が他の事業者等と委託等の契約を締結するにあたり注意していただきたい主な点(原則)を以下に記します。

- ・新規応募事業の場合、契約・発注日は環境省の交付決定日以降であること。

- ・補助事業の遂行上著しく困難又は不相当である場合を除き、競争原理が働くような手続きによって相手先を決定すること。

- ・当該年度に行われた委託等に対して当該年度中(出納整理期を含む。)に対価の支払い及び清算が行われること。

(4) 補助金の経理等について

補助事業の経費については、帳簿及びその他証拠書類を備え他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支状況を明らかにしておく必要があります。

これらの帳簿及び証拠書類は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供せるよう保存しておく必要があります。

(5) 実績報告及び書類審査等

当該年度の補助事業が完了した場合は、事業終了後30日以内あるいは翌年度4月10日のいずれか早い日までに実績報告書を環境省宛て提出していただきます。

環境省は事業者から実績報告書が提出されたときは、書類審査及び必要に応じて現地検査等を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を決定し、補助事業者に確定通知をします。

なお、自社調達及び100%同一資本に属するグループ企業からの調達によってなされた設計、工事、物品購入等については、原価計算により利益相当分を排除した額（製造原価）を補助対象経費の実績額といたします。また関係会社からの調達分についても原則原価計算等により、利益相当分を排除した額（製造原価と販売費及び一般管理費の合計）を補助対象経費の実績額とします【参考資料1参照】。

（6）補助金の支払い

補助事業者は、環境省から確定通知を受けた後、精算払請求書を提出していただきます。その後環境省から補助金を支払います。ただし、必要と認められる場合には上記の方法によらないで、交付決定した補助金の一部について補助事業の期間中に概算払いをすることができます。

（7）取得財産の管理について

補助事業の実施により取得した財産（取得財産等）については取得財産管理台帳を整備し、その管理状況を明らかにしておくとともに、財産を処分（補助金の交付の目的（補助金交付申請書及び実施計画書に記載された補助事業の目的及び内容）に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう）しようとするときは、あらかじめ環境省の承認を受ける必要があります。なお、補助事業により整備された施設、機械、器具、備品その他の財産には、環境省補助事業である旨を明示しなければなりません。

（8）利用状況の報告について

補助事業の適正な管理のため、補助事業の実施により取得した財産等（補助事業により設置した発電設備等）の利用状況を確認させていただきます。つきましては、【参考資料2】のとおり設備等の運転・利用状況の報告をお願い致します。

（9）その他

上記の他、必要な事項は交付要綱及び実施要領に定めますので、これを参照してください。

3 . 公募案内

(1) 応募方法

事業の応募に必要な書類を公募期間内に環境省へ提出していただきます。書類は封書に入れ、宛名面に「廃棄物処理施設における温暖化対策事業応募書類」と赤字で明記してください。

(2) 公募期間

平成17年6月27日(月)～平成17年7月29日(金) 18:00必着

(3) 応募に必要な書類及び提出部数

実施計画書

経費内訳(別添様式)

経費内訳は17年度分についてのみ作成

及び の書類を一部提出のこと。

(4) 提出先

土日祝日を除く執務時間

一般廃棄物処理施設

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

環境省 廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課

TEL 03-3581-3351(内線6849)担当 施設第二係

産業廃棄物処理施設

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

環境省 廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課

TEL 03-3581-3351(内線6875)担当 施設整備指導係

(5) 提出方法

持参又は郵送(郵送の場合は電話による御連絡を併せてお願いします。)

【別添1】

廃棄物処理施設における温暖化対策事業 実施計画書

事業の名称		
事業実施の 代表者	会社名等 所属 所在地 役職名 氏名 TEL/FAX	
経理責任者	会社名等 所属 所在地 役職名 氏名 TEL/FAX	
事業実施の 主たる実施場所	名称 所在地	
事業の概要		
事業の目的		

<p>事業の方法、 内容</p>	<p>1．発電事業の場合 (1) 発電方式 (2) 発電出力(定格最大) (3) 年間発電量 (4) 発電効率 (5) 廃棄物の種類・処理計画量 (6) その他</p> <p>2．熱供給事業の場合 (1) 熱利用用途 (2) 熱供給方式 (3) 時間あたり供給熱量 (4) 年間供給熱量 (5) 廃棄物の種類・処理計画量 (6) その他</p> <p>3．バイオマスコージェネレーション事業の場合 (1) 発電方式 (2) 発電出力(定格最大) (3) 年間発電量 (4) 発電効率 (5) 熱利用用途 (6) 熱供給方式 (7) 時間あたり供給熱量 (8) 年間供給熱量 (9) 廃棄物の種類・処理計画量 (10) その他</p> <p>4．燃料製造事業の場合 (1) 燃料の種類 (2) 燃料利用用途 (3) 燃料製造方式 (4) エネルギー回収率 (5) 発熱量 固形化、液化の場合、単位はMJ/kg ガス化の場合、単位はMJ/Nm³ (6) 時間あたり設備能力量 (7) 年間燃料製造量 (8) 廃棄物の種類・処理計画量 (9) その他</p>
----------------------	--

実施時期	
事業の効果	(二酸化炭素排出抑制効果・石油代替効果) (環境への影響) (他事業等への波及効果) (その他)

(注) 本整備計画書の参考資料として、以下のものを添付すること。

設備のシステム図、配置図

資料 1) 発電事業の場合、発電効率について、計算式、メーカー証明などの算定根拠資料

2) 熱供給事業の場合、時間あたり供給熱量について、計算式、メーカー証明などの算定根拠資料

3) バイオマスコージェネレーション事業の場合、省エネ率について、計算式、メーカー証明などの算出根拠資料

4) 燃料製造事業の場合、エネルギー回収率、発熱量について、計算式、メーカー証明などの算定根拠資料

本事業にかかる廃棄物の入手先・種類・処理計画量及び受入条件等が分かる資料
 廃棄物処理施設設置にかかる許可取得状況(申請中の場合は見通し等)

地元調整状況

事業の効果(二酸化炭素排出抑制効果・石油代替効果、環境への影響など)の算定根拠資料

事業収支計画が分かる資料

会社概要

本事業の実施体制

登記簿謄本

事業実績、決算書(最近2営業期間)

事業実施予定地の位置図/国土地理院発行地図(必要に応じ現地写真)

【別添 2】

廃棄物処理施設における温暖化対策事業に要する経費内訳（平成17年度）

所要経費	(1)総事業費	(2)寄付金その他の収入	(3)差引額 (1)-(2)	(4)補助対象経費 支出予定額	
	円	円	円	円	
	(5)補助金上限額 (4) × 1/3	(6)高効率化に伴う 増嵩費用	(7)補助金所要額 (5)と(6)を比較して少 ない方の額		
	円	円	円		
補助対象経費支出予定額内訳					
経費区分・費目	金額	積算内訳			
合計					
購入予定の主な財産の内訳(一品、一組又は一式の価格が50万円以上のもの)					
名称	仕様	数量	単価	金額	購入予定時期

(注) 費目は可能な限り細分化して金額を記載すること。

所要経費の欄の(6)高効率化に伴う増嵩費用については、補助対象経費支出予定額内訳の欄の積算内訳において、該当する費用が分かるよう明示し、その費用の合計額を記載すること。また、高効率化にかかる整備内容の詳細及びその費用の算出根拠資料を添付すること。

補助対象外設備がある場合、本表とは別に、事業全体分の総事業費及び経費支出予定額内訳が分かる表を作成し、参考として添付すること。

補助事業における利益等排除について

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合、補助対象事業の実績額の中に補助事業者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何に関わらず、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。

そこで補助事業においても今後の検査業務等に資することを目的として、下記のとおり利益等排除方法を定めます。

記

1．利益等排除の対象となる調達先

補助事業者（間接補助事業者を含む。以下同じ。）が以下の（１）～（３）の関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とします。

利益等排除の対象範囲には、財務諸表等規則第 8 条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用います。

- （１）補助事業者自身
- （２）100%同一の資本に属するグループ企業
- （３）補助事業者の関係会社（上記（２）を除く）

2．利益等排除の方法

（１）補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象額とします。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいいます。

（２）100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は 0 とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

（３）補助事業者の関係会社（上記（２）を除く。）からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は 0 とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明して頂きます。また、その根拠となる資料を提出して頂きます。

参考資料 2

利用状況の報告について

補助事業の適正な管理のため、補助事業の実施により取得した財産等（補助事業により設置した廃棄物処理設備、エネルギー利用設備等）の利用状況を確認させていただきます。つきましては、下記のとおり設備等の運転・利用状況の報告をお願いいたします。

1. 提出データ一覧

施設区分	主 な 提 出 デ ー タ
廃棄物発電	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の種類及び処理量 ・ その他燃料等の種類及び使用量 ・ 廃棄物発熱量 ・ その他燃料等発熱量 ・ 発電量 ・ 売電量 ・ 廃棄物依存率 ・ 発電効率 ・ 稼働時間 ・ 発電単価
バイオマス発電	<ul style="list-style-type: none"> ・ バイオマス（廃棄物由来のものに限る。以下同じ。）の種類及び処理量 ・ その他燃料等の種類及び使用量 ・ バイオマス発熱量 ・ その他燃料等発熱量 ・ 発電量 ・ 売電量 ・ バイオマス依存率 ・ 発電効率 ・ 稼働時間 ・ 発電単価
廃棄物熱供給	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の種類及び処理量 ・ その他燃料等の種類及び使用量 ・ 廃棄物発熱量 ・ その他燃料等発熱量 ・ 時間あたり供給熱量 ・ 年間供給熱量 ・ 廃棄物依存率 ・ 稼働時間 ・ 熱供給単価 ・ 熱利用用途及び熱供給先

バイオマス熱供給	<ul style="list-style-type: none"> ・バイオマスの種類及び処理量 ・その他燃料等の種類及び使用量 ・バイオマス発熱量 ・その他燃料等発熱量 ・時間あたり供給熱量 ・年間供給熱量 ・バイオマス依存率 ・稼働時間 ・熱供給単価 ・熱供給先及び熱利用用途
バイオマスコージェネレーション	<ul style="list-style-type: none"> ・バイオマスの種類及び処理量 ・その他燃料等の種類及び使用量 ・バイオマス発熱量 ・その他燃料等発熱量 ・発電量 ・売電量 ・バイオマス依存率 ・発電効率 ・稼働時間 ・発電単価 ・時間あたり供給熱量 ・年間供給熱量 ・熱供給単価 ・熱供給先及び熱利用用途
廃棄物燃料製造	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の種類及び処理量 ・その他燃料等の種類及び使用量 ・廃棄物発熱量 ・その他燃料等発熱量 ・製造された燃料の発熱量 ・年間燃料製造量 ・廃棄物依存率 ・稼働時間 ・燃料売却単価 ・燃料供給先及び燃料利用用途

バイオマス燃料 製造	<ul style="list-style-type: none"> ・バイオマスの種類 及び処理量 ・その他燃料等の種類及び使用量 ・バイオマス発熱量 ・その他燃料等発熱量 ・製造された燃料の発熱量 ・年間燃料製造量 ・バイオマス依存率 ・稼働時間 ・燃料売却単価 ・燃料供給先及び燃料利用用途
---------------	--

2 . データの収集期間、提出時期

- ・データの収集期間は、原則、設備等の本格稼働後最低4年間とします。
 - 1 年 目：設備等の運転開始から3月末まで
 - 2 年目以降：4月1日から3月末まで
- ・データは月単位で集計したものを、毎年5月末までに提出願います。

3 . その他

- ・必要に応じ、上記以外のデータの提出をお願いする場合があります。